

令和5年2月美作市定例教育委員会会議録

開催期日	令和5年2月22日(水)	開催場所	作東総合支所 2階 応接会議室	
開会時間	午前10時00分	閉会時間	午前11時33分	
出席委員	教育長	福田昌弘	職務代理者	平田邦義
	委員	岡本美幸	委員	
	委員	山本敏子		

会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
教育次長	宮前 聖	教育総務課長	赤堀 卓司
学校教育課長	井口 博文	社会教育課長	春名 徹也
教育総務課課長補佐	黒藪 美幸	教育総務課課長補佐	大坊 哲也
学校教育課長補佐	大辻 慎一郎	社会教育課課長補佐	山本 哲
教育総務課係長	河本 俊介		
傍聴人	一般 3名		

日程 第1 開会

午前10時00分、2月定例教育委員会を開会する。

- ・河本係長、失礼します。それでは、ただいまから令和5年2月美作市定例教育委員会を開催いたします。「日程第2教育長あいさつ」福田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

日程 第2 教育長あいさつ

- ・福田教育長、おはようございます。2月の定例教育委員会について、万殿委員が欠席ですが、定足数に達していますので、教育委員会を開催したいと思います。

年度末が近くなってまいりましたが、前倒しでマスクの着用ということが、考えながらやっていくような話がどんどん出てきております。表情が見える中での行事の実施ということで、直近では卒業式の対応等、変更しながら進めていっているところがございます。これから先、顔が見えるということになれば、授業をしていく上でも、より子供との関係が良くなってくるとはではないかという、そういう期待感を持っています。

それから学校園での状況の中でちょっと気になるのが、物がなくなったり、出てきたりという報告が上がってきている事態が起きておりましたけれども、初期対応しながら、事なきを得ているような状況です。

以上のような状況をお話しさせていただきまして、開会のあいさつとさせていただきます。

- ・河本係長、ありがとうございました。これより先の進行につきましては、福田教育長よりお願いいたします。

日程 第3 会議録署名委員の指名について

- ・福田教育長、会議録署名委員に山本委員を指名する。

日程 第4 教育長の報告

- ・福田教育長、今回は、ございません。

日程 第5 議案審議

- ・福田教育長、議案第1号から第5号につきまして、美作市教育委員会会議規則第13条により委員の皆様にお諮りします。

議案第1号から第4号につきましては、美作市教育委員会会議規則第13条第1項第5号にある「市長又は議会への意見の申出及び市長その他の関係機関との協議等を必要とする事項」であることから、また、議案第5号につきましては、美作市教育委員会会議規則第13条第1項第4号にある「個人に関する情報を含み、個人の権利利益を害するおそれのある事項」であることから、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、それでは、議案第1号から議案第5号については、非公開案件とさせていただきます。

議案第1号 令和4年度美作市一般会計補正予算（第9号）について

【美作市教育委員会会議規則第13条第1項第5号に該当するため、非公開】

- ・福田教育長、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第1号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第1号を承認いたします。

議案第2号 令和4年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）について

【美作市教育委員会会議規則第13条第1項第5号に該当するため、非公開】

- ・福田教育長、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第2号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第2号を承認いたします。

議案第3号 令和5年度美作市一般会計予算（当初）について

【美作市教育委員会会議規則第13条第1項第5号に該当するため、非公開】

- ・福田教育長、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第3号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第3号を承認いたします。

議案第4号 令和5年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算について

【美作市教育委員会会議規則第13条第1項第5号に該当するため、非公開】

- ・福田教育長、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第4号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第4号を承認いたします。

議案第5号 令和4年度特別支援教育支援委員会判定結果の具申について

【美作市教育委員会会議規則第13条第1項第4号に該当するため、非公開】

- ・福田教育長、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第5号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第5号を承認いたします。

それでは、非公開案件の議案が終了いたしましたので、非公開を解きます。

本日、傍聴希望の方がいらっしゃいますので、皆様にお諮りいたします。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

- ・各員、よろしい。
- ・福田教育長、それでは、傍聴を許可いたします。

【傍聴人3名入室】

- ・福田教育長、「議案第6号 美作市立不登校特例校の設置について」学校等設立準備室より、説明をお願いします。
- ・宮前次長、それでは議案第6号美作市立不登校特例校の設置についてですが、提案理由としましては、美作市立不登校特例校指定のための実施計画を文部科学省へ提出するにあたり、あらかじめ教育委員会の意見をきくものです。

昨年7月に市立の中高一貫校の不登校特例校開設に向けまして、計画案を策定し、県教育庁義務教育課、高校魅力化推進室等、関係部署との事前相談を重ねて参りました。

その結果、昨年末の12月28日に中高一貫校としての開設にこだわるのではなく、まず中学校としての開設であれば、文部科学省に対し、事業計画書の提出をしてもよいとの内諾を義務教育課からいただくことができました。この内諾によりまして、この度、議案として提案をさせていただいたものでございます。

今回、事業計画書を提出いたします不登校特例校でございますが、国では近年、不登校傾向にある児童生徒の数が増加傾向にあるため、学校に戻すことをゴールとせず、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことを目指しまして、教育機会確保法の中で、国や地方公共団体での不登校特例校の整備が努力義務と規定をされております。また、本法律の基本理念には、不登校児童生徒につきまして、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが示されており、本市におきましても、増加傾向にある不登校児童生徒に対応するため、不登校特例校を設置し、特別の教育課程による個に応じた指導の充実を図る必要があると考え、この度の事業計画書の策定となりました。

設置を目指します不登校特例校につきましては、年間に継続または断続的に30日以上学校欠席している児童生徒、教室以外の別室に登校している児童生徒、在籍校には登校できず、美作塾やフリースクール等に通所している児童生徒、登校できるが遅刻や早退が多く、情緒や体調が不安定な児童生徒等、学校に行きにくさを感じている児童生徒を対象に、児童生徒個々の事情に合わせまして、授業時間や学習内容を調整できる学校として、市内全域をバックとし、美作一律で開講する計画としております。

また、民間施設に見られるようなフリースクールとは異なり、在籍している学校から転校でき、通常学校と同じ卒業資格を得られるというメリットがあるものでございます。

今後のスケジュールでございますが、本日、事業計画書をご承認いただきましたら、文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室宛に、事業計画書案として提出を

し、中学校の早期開設に向けた国との協議を促進して参りますとともに、県教委に対しましては、学校開設に向けた教員配置の要望、旧江見商業高校の譲渡、また、地域に対しましては、教育課程の編成や、学校運営における地域連携、地域協力の要請等、多岐にわたると考えております。

その課題を一つ一つ解決し、できるだけ早く中学校が開校できればと考えており、開校の予定といたしましては、令和7年4月1日を目途としております。

以上、簡単ではございますが、美作市立不登校特例校の設置についての説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

- ・福田教育長、それでは説明が終わりましたので、この件に関しまして、ご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。
- ・平田委員、生徒数ですけれども、1学年8人程度となっておりますが、特別支援学校と同じくらいの人数ですか。
- ・宮前次長、基本的には想定人数が中々、この人数で間違いなくいけるという部分がしっかり煮詰めることができておりませんので、開校当初というのは、恐らく多くの方の希望というのではないかもしれないということもあって、当初1学年10名ぐらいではと考えていましたが、県の事前相談の中で、もう少し人数は絞ったほうがいいのではないかとということで、1学年8名ということでの想定とさせていただきます。不登校特例校について1人でも生徒がいれば、学校として、普通に授業できますので、先生の配置も受けて授業することができますので、最低1人いれば学校は開けるということですよ。
- ・山本委員、新しく学校作るとしたら、まず1年生だけが入るので、2年3年は、3年後でないと埋まらないというスタイルが普通ですが、これは開校と同時に1年に該当する子は1年生、2年生に該当する子は2年生、3年生に該当する子は3年生ということではできないのですか。
- ・宮前次長、今のところ各学年、そのままの学年で入っていただくようには考えております。年度当初に必ず入らないといけないものではなくて、こちらの教育相談を通じながら、年度途中での転校も可能なようにしていきたいと考えております。
- ・山本委員、柔軟にさせていただくようお願いたします。
- ・平田委員、入学対象者は、30日以上学校を欠席している生徒ですけれども、その入学の要件は、中学校ですので、小学校卒業程度の能力があることは、入学要件にないということですか。
- ・宮前次長、中学1年生であれば中学1年生ということですので、小学校の時の勉強ができるかどうかということではなくて、本来の年齢での就学ということを考えております。中学校に行きながら不登校特例校の中で、もし授業につまずいている部分があるとすれば、そのところまで遡って授業を行っていきます。
- ・平田委員、中学校の標準授業時間数が1,015時間、今回の不登校特例校の標準授業時間数は735時間で2/3になっています。個々の能力を考えてのことだと思いますが、中々、この授業のやり方は大変だと思います。
- ・宮前次長、一つは社会的自立を促進していく中で、どの程度の学力を持っていれば、社会の中で生活できるかということがあるかと思っておりますので、最低限の部分の基礎学力をつける必要があると考えています。

中卒で社会に出た場合、読み書き、計算をする上での必要な基礎学力というものをつける必要があると思っておりますし、それ以上に発展的な部分については、この学校では

体験活動をかなり重視して実施していきますので、その中で、それぞれの連携の方に結びつけを行って、それぞれの教科の学びを深めるということを考えながら、少ない時間数を有効に使うという考え方で、教育課程を構成しております。

- ・平田委員、教育課程は、中学校と全く同じものを使いますか、時間割については変わるとは思います。
- ・福田教育長、実施計画書の14ページをご覧くださいればわかると思いますが、いわゆる5教科、国語、社会、数学、理科、英語、この辺りを現行の教科書等指導要領の目標に照らし合わせたら、例えば1年生の国語は、140時間とっておりますが、そこまで学習する内容は、キチキチではない。30時間近くが余裕のある時間として設定されており、それ以外の部分の音楽、美術、技術家庭、総合的な学習の時間等、この辺りを新たな教科領域として、ソーシャルスキル、探求する時間として設定しています。その辺りでできるだけ、子供の主体性を生かすような教科でこれだけを学習しないといけないという枠から外れた部分が、かなり多めの時間を取っています。

全体としては、1週間に毎日6校時まで5日間やったら、週に30時間やる、それが通常の学校ですけれども、特例校の方は、1日4校時ぐらいまでで、20時間ぐらいが週の時間になります。そうすると、登校下校の時間が余裕をもって設定できる。

もし、不足するようなところがあれば、先ほど説明にあった基礎的な部分が、オンライン等で家庭での学習ということも取り組ませていけば、早く補うことができるという体制を考えております。

- ・岡本委員、7ページに生徒の現状がありますが、ここに至るまでに小学校の高学年、または、3、4年生ぐらいから思春期の入口で不登校になったりするような子どもさんがいて、中学校だったら遅いのではないかと思います、中学校の枠でいくのでしょうか。
- ・福田教育長、美作市内の小学校の不登校の出現というのは、意外と少ない。人数の多い、例えば美作北小学校は一桁です。次に人数の多い美作第一小学校は、残念ながら二桁となっています。

学校の差もあると思いますけれども、小学校段階では意外と数は少ない。これは全国の出現率を見ても、美作市は平均的なところ。小学校6年から中学校に上がる時の中1ギャップというのはずっと言われてきていますけれども、中1ギャップの中身が何なのかということになると、学習のスタイルが変わった、小学校とは違う人間関係が拡大される等、そういった思春期で心の葛藤により、小学校とは違って中学校の方が圧倒的に多くなっており、そういう中、上手く解決できなくて学校に行けなくなるというパターンが順次多くなっていくようなケースは、1年生の時よりも2年生、受験期を控えている2年生より3年生の方が多くなっていく状況があります。そういう状況が美作市だけにかかわらず、全国的な傾向にはなっている。個別具体的に対応しようと思うと中学校が妥当かなというところ。す。

- ・平田委員、17ページの教職員の関係ですけれども27人が必要で、その内、美作市費で8人を雇うということですが、子どもの内容によっては人数が変わってくる可能性が高く、県が結構、担当職員を張っていますので、変更があった場合は地域での対応になるとは思います。その辺りはどうですか。
- ・宮前次長、配置基準がありますので、その基準は子どもの大小にかかわらず配置していただければと思っております。それに応じた加配が県費でやれるかどうかになります。配置した後の不足分については、市費の方での採用配置になるのですが、今回の

不登校特例校については、そういう市費での教員採用についても、ある程度補助の対象になってきますので、人件費についても国からの1/3程度の負担があります。

- ・平田委員、8、9ページにありますけれども、令和7年4月という時間がない中で、指導者への不登校に対する研修をしていただいて、向上も図っていかないと、急に、令和7年4月1日に張りつけでは、難しいと思いますので、不登校児童生徒に対して教える指針等も今から考えてもらいたいと思います。
- ・岡本委員、19ページのところに、令和6年4月、中高一貫の認可申請とありますが、高校も視野に入れていきますか。
- ・宮前次長、県との事前相談の中でも、先を見まして高校生まで伸ばしていますという事は、変わらず、お伝えさせていただきます。その中で、今回、中学校を先にしてはどうですかというような話もあって、まず中学からさせていただいたので、高校の設置については、これからも引き続き、高校教育課、魅力化推進室の方と話をしているかといけない。

あくまでも社会的自立までとなると、高等学校まで含めた一貫教育が必要かなと考えています。ただ、方法がどうなるかというのは今後になりますけれども、今のところ中高ということで計画はしております。

- ・平田委員、中学校で自立して、高校に進学ということは、当然、出てくると思います。これも普通の一般の高校や、定時制、通信制の可能性が非常に高い。その成果が出れば、なお、そこで高校に行くというのは、もう少しわからないところなのですが、同じ学校で、高校もあるということですね。
- ・宮前次長、一貫校にすれば、よく言われるのは、エスカレーター式で高校3年間までいけるということなのですが、あくまでも6年間で、6年間を見通した教育、社会的自立に向けた取り組みができるということになるかと思えます。

ただ、単独校設置ができるか、連携校、併設校となるかというような設置の仕方が変わるかということは、今後、いろいろな相談、協議の中で変わってくると思います。

また、中学3年間の中で、いろいろ進路が見えてきたとすると、自分はこういう方へ進みたいということもありますので、あくまでも中高一貫としておりますが、そこから外れて違う進路を選ばれるということは、問題なくいきます。

- ・岡本委員、切れ目のない教育ということで高校卒業まで保障して、高卒を認定されるということはいいことだと思いますが、やはり、小学校で不登校になった子は、割合が少ないから除外というところよりは、本当に1人も取りこぼすことなく、教育を受ける機会をいただければいいなと思います。システム上、少し難しいところもパターンとしてあるので、まずは中学校からだと思いますが、そのあたりはどのような考えがありますか。
- ・宮前次長、今、教育研修センターということで美作塾において、不登校の子どもたちの対応をさせていただいておりますので、不登校特例校が設置できれば、おそらく美作塾のスタイルはどうなっていくのかということが、今後、議論していくことに繋がっていくと思います。

美作塾の機能を不登校特例校が受けるようになれば、小学校の時の不登校対策というの、中学校の不登校特例校の一つの対策の一環としては、実施することができるのかなと考えておりますので、今後のその仕組みづくりの中でまた検討させていただけたらと思います。

- ・山本委員、小学生でも美作塾を利用させていただいているので、これが中学だけにな

るのであれば、美作塾は残していただくか、いいことを言えば、この中学ができた時に一緒に建物にしてもらえれば、子どもがそこにいて、今で言う通級という形になれば、美作市立ですので、柔軟に考えていただけたらいいなと思います。

- ・宮前次長、今後の協議の中で十分検討していきたいと思います。
- ・福田教育長、確約できない部分も含んでいますので、将来的には既存校と特例校で作りに上げた不登校の子ども達への対応の適正な方法がわかってくれば、それをその通常の学校にも広げていかないといけないことですが、教員の異動も必ず絡んできますので、相乗効果で良い方向になればと思っています。
- ・平田委員、場所としては、旧江見商業高校だと思いますが、管理は林野高校がしていますか。
- ・宮前次長、林野高校が全て管理しています。
- ・平田委員、それを譲渡されるということですが、その土地以外にもありますか。
- ・宮前次長、商業高校の跡地、一括譲渡になりますので、全ての面積が美作市になります。切ってこちらだけということとはできない、譲渡を受けるのであれば一括で、川向うのテニスコートだった土地も含めて一括譲渡となります。そのため、どうしても土地は、広大になります。

学校、生徒の規模から考えてみても、かなり広大な敷地にはなる。また、中高一貫校を考えていく中で、どうしてもその敷地的な部分で必要になることも想定されます。中学校だけで言えば、そこまではなくてもいいかもしれませんが、将来的に中高一貫校を考えたときには、ある程度の広さがないといけないと思います。

- ・平田委員、川向こうのテニスコート跡地ももらわないといけないのですか。
- ・宮前次長、もらうことになります。何か良い活用方法あればと考えております。切り取れませんという回答でしたので、もし切り取るとすれば、市に譲渡を受けてから、また切り取るしかない。
- ・平田委員、他の活用方法もこれから考えるのですか。
- ・宮前次長、他の部署とも相談しながら、有効活用できるようなことがあればと考えております。
- ・平田委員、非常に弾力的な運営ですし、制服も校則もないような自由な中学校であり、担任も生徒の希望により決める中学校ということで、先程も言いましたけれども、指導員の資質が大きな問題となってくると思います。全国でも何校か先進的に進められている所があると思いますけれども、効果や課題等もいろいろな面が出てきていると思います。その辺りは、どうでしょうか。
- ・福田教育長、先進校の資料はかなり集めて、研究報告書も手元に持っています。学校現場にお邪魔しても、不登校の生徒達に対応している関係で、授業の様子を見させてくださいということが非常に申し出にくいということで、行っても空いている先生方に対応していただいただけなので、視察というのは、かなり受けておられるので、先方に迷惑をかないように資料から読み取っていくと先生方がだんだん育っていくことで生徒もうまく育つ。

しかし、いくら関わっても人間関係がつかれないという生徒もいるということも事実です。その行き場として、不登校特例校に行ったらけれども、やっぱりそこも行き場にはならないという生徒がいることも事実です。その辺りを学校というだけではなく、不登校の子供たちの対応の仕方を地域全体で考えていけるような、そういうセンター機能も有しながら、やっている学校もあります。

とにかく、子供たちに対応できる職員を増やすことが、今の課題に特化したものである。子どもを拒否するような先生ではいけない。

- ・平田委員、整備のスケジュールについてですけれども、これから準備をされて、来年の4月に文科省に提出されて、すぐに結果等がもらえて、改築等のハード面にかかれるのでしょうか。
- ・宮前次長、県の教育委員会か江見商業高校の図面等のいろいろな書類がいただけないと、こちらもその改築の計画も何も立てられないので、今できている話は、とりあえず内覧していただくのは構いませんということで、林野高校が鍵を管理しているので、林野高校から鍵を借りて、それで中を見ることはできます。

しかし、必要な書類自体は提供が可能であるという話にはまだなっていないので、遅くとも今年度中には関係書類の貸し出しをして欲しいということをお願いしているところです。図面がもらえれば、どういう仕組みで耐震してあるかということもわかってくるので、それを見ながら改築するにはどこまでの改築ができるか等、そういう構想を考えることは可能だと思います。

その後、どこかに設計を依頼するとなると補正予算が必要となってきますので、できるだけ早い段階、遅くとも6月の市議会では、設計管理の補正予算を出さないといけないと思います。

- ・平田委員、令和5年、令和6年しかないですから、令和7年からの開校というのは時間的にかなり厳しいのではないのでしょうか。
- ・宮前次長、校舎自体のサイズは変わらないので、中をどのように改造して、外をどのように化粧直しをするのか、あと外構をどのように整えるかということが中心でありますから、1から建てるわけではないので、時間的には通常建築よりは、短くはなるかなと思います。
- ・福田教育長、中学校の場合、義務教育の学校の設置については、自治体が設置条例を制定するだけで、県教委の方は、設置されたものを届出として受け取るだけだと思います。

今、スタートしてしまったので、あとはその学校ができ上がって動く前段で設置届を出すという流れですので、中学校の場合は非常にそこのやりやすさというのがあったため、それで中学校になったということもあります。

高等学校の場合は、これは市が設置したいと言っただけでは、できない仕組みになっていて、設置のための要件を整えて、認可申請書を提出する。これが承認されて、初めてその学校ができるという流れです。

今後も話題にさせていただきまして、随時、お互いに何が進んでいるのか、何が疑問に思うか、雑談の中でも取り上げていただけたらありがたいなと思います。

他に意見がないということですので、議案第6号につきまして、承認してよろしいでしょうか。

- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、それでは異議なしと認め、議案第6号を承認いたします。

日程 第6 その他、

- ・福田教育長、日程第6その他に入らせていただきます。次回の定例教育委員会の開催について。
- ・宮前次長、3月臨時教育委員会は、3月9日、木曜日、午後1時30分から、3月定

例教育委員会は、3月22日、水曜日、午前10時からの開催をお願いいたします。

- ・全員、よろしい。
- ・福田教育長、それでは3月臨時教育委員会は、3月9日、木曜日、午後1時30分から、3月定例教育委員会は、3月22日、水曜日、午前10時からをお願いいたします。

日程 第7 閉会

- ・福田教育長、午後11時33分、2月定例教育委員会を閉会する。

会議記録者 氏名	教育総務課 河本俊介	会議録 署名	教育長 福田昌弘 委員 山本敏子
-------------	---------------	-----------	---------------------

